

## 第3回検討会における主な意見

### (芸術監督、経営責任)

- 公演が成功しない場合、海外ではライセンサーと芸術監督の2人が責任を取るが、新国立劇場では芸術監督の責任はどうなるのか。担当理事が当初から作品選定にかかわり理事と芸術監督がともに責任を取るようにすべき。
- 芸術監督も観客動員やマーケティングを考慮して、理事長、常務理事とも相談し公演プログラムを選定する。その上で芸術監督の責任においてアーティストやダンサー等のキャストを決めるのが実態。
- 現状では理事長と芸術監督の2頭立ての責任体制となっているが、本来、(規定上置くことができる)とされている)芸術総監督を理事と兼ねる形で置くことが望ましい。しかし現実には適任者がいなので、総合プロデューサーのようなインテンダントが考えられるのではないか。
- 税金が委託費として財団に支出されているが、芸術監督は芸術面だけに責任を持ち、委託費をどう使うかは理事に任されているような現状は良いのか。新国立劇場における芸術監督の財政運営面の責任の在り方、理事のガバナンスの在り方について、最終的な理事会における意思決定の在り方(財団としての経営責任体制)などを検討すべき。

### (国立劇場おきなわ)

- 国立劇場おきなわは、地理的・歴史的条件や組織が小規模であることもあり、職員育成や寄附金収集が困難であるが、目標としてどの程度の支援をすべきなのか。
- 沖縄は特別だという意識だけで国立劇場おきなわの組織を維持することはできない。演目を充実し国民の認知度を高め、存在感を示せるよう、運営の根本的な立直しが必要であり、特に組織・人員構成の抜本的強化に向けて改革が必要。

### (収支比較表)

- 「収支比較表」で「D」の場合、「国が運営責任をもつ」ことは、国自身には劇場経営のノウハウがなく不可能である趣旨を追記すべき。

### (国立劇場等を振興会直営とする考え方)

- 独法より財団の方が寄附金収集や繰越金の活用を含めて柔軟な運営ができるのであれば、国立劇場等も(、新国財団への移管を含め、)財団委託すれば良いのではないかと、という議論に対する考え方を整理する必要。

### **(劇場施設の整備・管理の在り方)**

- 現状では、新国立劇場の施設整備のみ振興会が直接実施しているが、人事交流で振興会から15名が新国財団に派遣されていることもあり、管理運営と併せて財団に一元化した方が効率的ではないか。

### **(その他)**

- 今後、政府の独法制度・組織の見直し検討が進められるに当たり、両劇場を含む振興会全体の在り方の見直しについても盛り込みたい。
- 国が両劇場の運営を直接委託することとなると、国からの支出が一層抑制されるのではないか。
- 有料入場率 80%の妥当性について改めて検討したい。
- 見直しの基本方針で求められているのは「運営体制の検討」であり、本文中の「運営形態の検討」の文言との整理が必要。
- 国立美術館における民間資金の活用状況はどうなっているか。